

青森県報

号外第二十六号

平成二十六年
三月三十一日
(月曜日)

目 次

人事委員会規則七 三九(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則	(職員課) … 一
人事委員会規則七 三九(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則	() … 一
人事委員会規則七 五二(へき手当等)の一部を改正する規則	() … 二
人事委員会規則七 六〇(福祉業務手当)の一部を改正する規則	() … 二
人事委員会規則七 六二(初任給調整手当)の一部を改正する規則	() … 二
人事委員会規則七 六七(管理職手当)の一部を改正する規則	() … 二
人事委員会規則七 一一七(公害等調査手当)の一部を改正する規則	() … 三
人事委員会規則七 一九二(退職手当の支給等)の一部を改正する規則	() … 三
人事委員会規則七 一九四(放射線取扱手当)の一部を改正する規則	() … 四

人事委員会

人事委員会規則七 三九(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 寺 尾 進

人事委員会規則七 三八(給料表の適用範囲)の一部を改正する規則

人事委員会規則七 三八(給料表の適用範囲)の一部を次のように改正する。

第七条中「あすなる医療療育センター、さわらび医療療育センター、環境保健センター」を「環境保健センター、あすなる療育福祉センター、さわらび療育福祉センター」に改める。

第八条第一号及び第九条中「あすなる医療療育センター、さわらび医療療育センター」を「あすなる療育福祉センター、さわらび療育福祉センター」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 三九(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 寺 尾 進

人事委員会規則七 三九(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則

人事委員会規則七 三九(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を次のように改正する。

別表第一の医療職給料表(一)級別標準職務表二級の項を次のように改める。

二 級	1 地域県民局地域健康福祉部保健総室長又は環境保健センター若しくは精神保健福祉センターの長の職務
	2 療育福祉センターの診療部の長の職務
	3 療育福祉センターの診療部の診療科の長の職務
	4 相当高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務

附則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 五一（へき地手当等）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 寺 尾 進

人事委員会規則七 五一（へき地手当等）の一部を改正する規則

人事委員会規則七 五一（へき地手当等）の一部を次のように改正する。

別表第一の小学校の表中

「脇野沢小学校」むつ市脇野沢桂沢七一の一

葛川小学校 平川市葛川家岸一三

「脇野沢小学校」むつ市脇野沢桂沢七一の一 に改める。

別表第一の中学校の表中

「脇野沢中学校」むつ市脇野沢瀬野川目八五の二

葛川中学校 平川市葛川家岸一三

「脇野沢中学校」むつ市脇野沢瀬野川目八五の二 に改める。

附則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 六〇（福祉業務手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 寺 尾 進

人事委員会規則七 六〇（福祉業務手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七 六〇（福祉業務手当）の一部を次のように改正する。

第二条中「あすなる医療療育センター、さわらび医療療育センター及びこども自立センターみらい」を「あすなる療育福祉センター、さわらび療育福祉センター及びこども自立センターみらい」に改める。

「こども自立センターみらい」に改める。

第三条第四号中「あすなる医療療育センター又はさわらび医療療育センター」を「あすなる療育福祉センター又はさわらび療育福祉センター」に改め、同条第五号中「こども自立センターみらい」を「子ども自立センターみらい」に改める。

附則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 六二（初任給調整手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 寺 尾 進

人事委員会規則七 六二（初任給調整手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七 六二（初任給調整手当）の一部を次のように改正する。

第二条第二項ただし書を削る。

附則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 六七（管理職手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 寺 尾 進

人事委員会規則七 六七（管理職手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七 六七（管理職手当）の一部を次のように改正する。

別表第一知事の事務部局の項中「行政改革・危機管理監」を「危機管理監」に、

「本庁理事」を「本庁理事」に、「新幹線・並行在来線調整監」を

「新幹線・並行在来線調整監」

「生活再建・産業復興局長」に、
 「あすなる医療療育センター」所長
 を
 あすなる療
 あすなる療
 さわらび療
 さわらび療
 さわらび療
 さわらび療

育福祉センター所長

育福祉センター生活支援部長

育福祉センター診療部長

育福祉センター所長

育福祉センター生活支援部長

育福祉センター診療部長

り、「地域県民局地域農林水産部水産事務所長」の下に、「(区分十類のものを除く。)

を加え、「建築工事検査監」を
 「建築工事検査監
 県境再生対策監」に、「白糠バイパス整備推進監」

「あすなる医療療育センター」次長
 「あすなる医療療育センター」内科長
 を
 「むつ南・白糠バイパス整備推進監」に、
 「あすなる医療療育センター」次長
 を
 「産業立地推進監」に、
 「さわらび医療療育センター」次長
 を
 「精神保健福祉センター」次長

「十和田食肉衛生検査所三沢支所長」
 「精神保健福祉センター」次長
 「精神保健医長」
 に、「十和田食肉衛生検査所三戸支所長」を
 「十和田食肉衛生検査所三沢支所長」を

部局の項中

課長
六類

を

課長	六類
副参事	九類

に改め、同表

海区域漁業調整委員会の事務部局の項中「六類」を「九類」に改め、同表教育委員会の事務部局の項中「本庁課長」を
 「本庁課長」
 「高等学校教育改革推進室長」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 一一七(公害等調査手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 寺 尾 進

人事委員会規則七 一一七(公害等調査手当)の一部を改正する規則

人事委員会規則七 一一七(公害等調査手当)の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「本庁環境政策課、本庁原子力安全対策課若しくは本庁県境再生対策室」を「本庁環境保全課若しくは本庁原子力安全対策課」に改め、同条第一号中「本庁県境再生対策室」を「本庁環境保全課」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 一九二(退職手当の支給等)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 寺 尾 進

人事委員会規則七 一九二(退職手当の支給等)の一部を改正する規則

人事委員会規則七 一九二(退職手当の支給等)の一部を次のように改正する。
 第二条中第七号を第八号とし、第二号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 条例第八条第一項に規定する再び職員となった者の同項に規定する特定一般地方独立行政法人役員としての引き続きいた在職期間

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則七 一九四（放射線取扱手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 寺 尾 進

人事委員会規則七 一九四（放射線取扱手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七 一九四（放射線取扱手当）の一部を次のように改正する。

第二条中「あすなる医療療育センター及びさわらび医療療育センター」を「あすなる療育福祉センター及びさわらび療育福祉センター」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

（発行所・発行人）
青森市長島二丁目一番一
号 青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭